

清掃・と畜業における労働安全衛生規則の内容
（労働災害防止、化学物質）
及び働き方改革に関する説明会



令和 6年11月28日
福岡中央労働基準監督署
安全衛生課 弥吉 栄輝
1

- 1 労働災害防止
- 2 新たな化学物質規制
- 3 働き方改革

2

1 労働災害防止

労働災害発生状況

休業4日以上労働災害

（令和6年10月末日現在：福岡労働局管内）

全業種 5005件

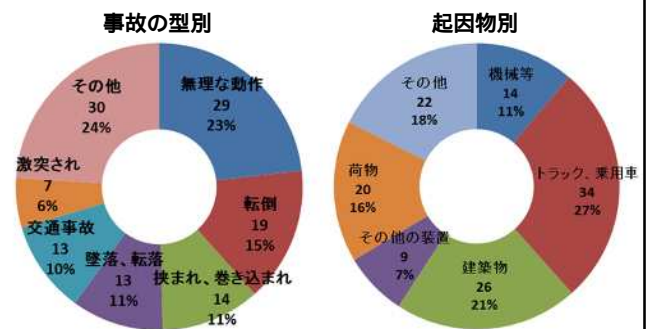
21件（死亡災害）

清掃・と畜業 129件（3%）

死亡災害 令和5年 1件

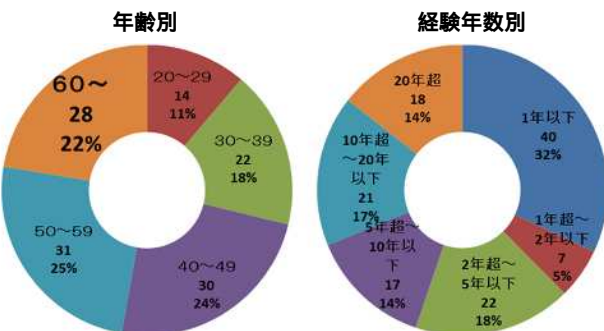
3

福岡労働局管内の労働災害発生状況
清掃・と畜業（令和6年10月末日現在）：129件



4

福岡労働局管内の労働災害発生状況
清掃・と畜業（令和6年10月末日現在）：129件



・経験年数1年未満で32%を占めている。

5

死亡災害（事例）

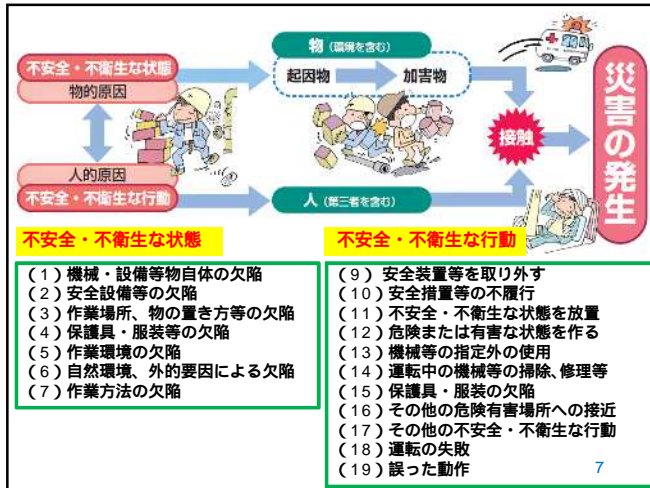
平成31年

被災者は会社敷地内において、大型トレーラーの荷台に積んだ積荷のタイヤ片の積み方を整えるために、大型トレーラーの荷台に上がりおりの上に乗って作業を行っていたところ、バランスを崩し頭から地面に墜落した。

令和5年

被災者は前進中の解体用つかみ機のキャタピラーに右足から骨盤にかけてひかれ死亡したものの。

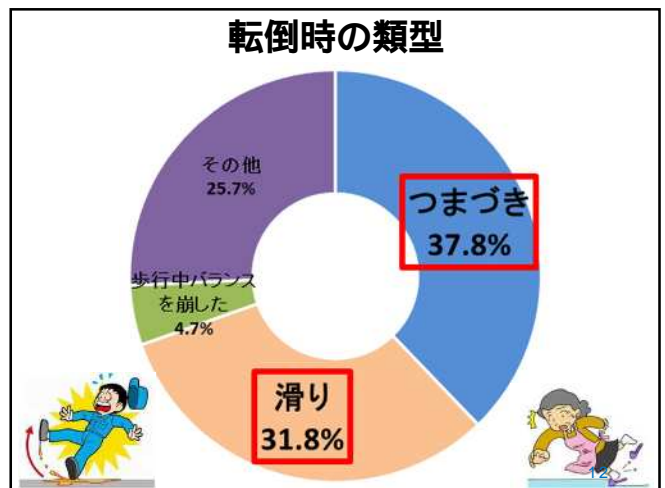
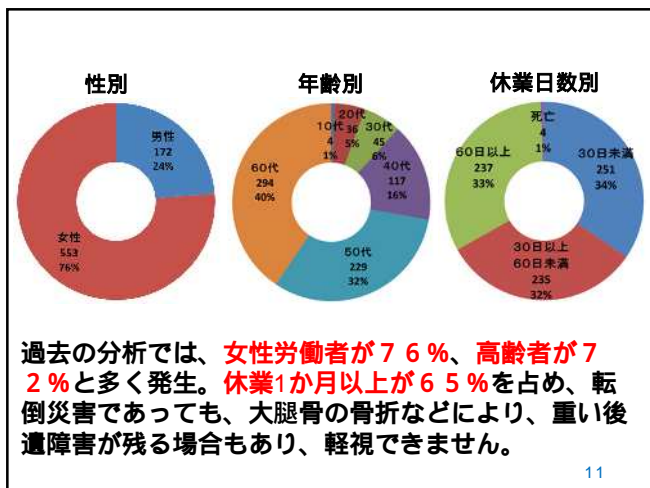
6



- 不安全行動を無くすには**
- ・ **安全教育の徹底:**
 - ・ 新入社員教育・作業教育・管理監督者教育・安全衛生委員教育・
 - ・ 教育方法: 実際の事例(絵・写真・ビデオ)を使用し具体的に分かりやすい形で行う。
 - ・ 特に安全教育に必要なことは、絶対にやってはならない「危険な行動・動作」の教育(説明)である。
 - ・ **安全朝礼:**
 - ・ 全社朝礼・職場朝礼・作業現場での合同朝礼・他
 - ・ **安全夕礼:**
 - ・ 職場・現場にて適時(必要に応じて)実施
 - ・ **危険表示:**
 - ・ 機械や通路などいろいろ教育・指導しても、作業時や通行時は忘れがち。適切な表示をして注意を促すこと。
 - ・ **ヒューマンエラーの防止:**
 - ・ 人的な要因によるミスを防止するため「作業環境・健康」の改善・管理を実施
 - ・ **作業環境管理:**
 - ・ 作業場の『温度・照明・騒音など』の人的影響要因の改善・管理
- 8

- 労働災害防止対策**
- 転倒
 - 墜落・転落
 - 車両系建設機械
 - フォークリフト
 - 貨物自動車に関する法改正
 - 高齢労働者対策
 - リスクアセスメント
- 9

- 転倒災害**
- ・ トイレの床で、中腰になり、掃除機を置き、立ち上がろうとしたところ、**足を滑らせ**、後方に倒れた。
 - ・ マット清掃のため、掃除機を使用していたところ、通路上に置いていた段ボールに掃除機の**コードが引っかかり**、前のめりに倒れた。
 - ・ 清掃用具を持って廊下を歩いていたところ、**躓いて**転倒した。
 - ・ 清掃用具をカートに入れ、カートを押して移動していたところ、**足がもつれ**、前のめりに転倒した。
 - ・ 廊下の清掃作業中、濡れていた箇所**で足を滑らせ**転倒した。
 - ・ 廊下の清掃作業中、自らのモップに**足を取られ**転倒した。



第14次労働災害防止計画

重点事項

労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

転倒予防対策

転倒災害の特徴及び取り組んでもらいたいこと。

・加齢による骨密度の低下が顕著な高齢労働者（60歳以上）で4.9%を占めており、極めて高い発生率となっているため、個々の労働者の転倒や怪我のしやすさへの対応（転倒等リスクチェックの実施と結果を踏まえた運動プログラムの導入等、骨粗しょう症検診の受診勧奨等のソフト対策）が必要。

・転倒災害の多くは、つまづき（37.8%）、滑り（31.8%）であり、環境づくり（段差の解消・見える化、通路や作業場所の床の水等の拭き取り、整理整頓の徹底等のハード対策）が必要。

・第三次産業（特に小売業、社会福祉施設、飲食店）において、注意喚起をしておくことで防げた災害も多いことから、パート・アルバイトの労働者も含めて安全衛生教育を着実に実施することが必要。

13

アウトプット指標（令和9年まで）

転倒防止（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場を50%以上

正社員以外への安全衛生教育の実施率を80%以上
（卸売業・小売業/医療・福祉）



アウトカム指標（令和9年まで）

転倒の死傷年千人率を令和4年と比較して男女とも増加に歯止め
転倒による平均休業見込日数を40日以下

事業者がアウトプット指標を達成した結果として期待される事項をアウトカム指標として定め、本計画に定める実施事項の効果検証を行うための指標として取り扱う。

14

■一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります
「転びの予防 体力チェック」「ロコチェック」をご覧ください

■特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します
対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」を受診させましょう

■現役の方でも、たった一度の転倒で寝たきりになることも
「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」（内閣府ウェブサイト）



転びの予防
体力チェック



ロコチェック



内閣府ウェブサイト

15

「転倒」災害防止のポイント

床の水濡れはすぐにふき取り、洗浄床は立入禁止とする。

滑りにくい作業靴を着用する。

床・階段は急がずゆっくりと移動する。

転倒の危険性、身体機能の衰えを理解する。
（適度な運動、筋力維持、バランス機能の向上）



16

墜落・転落災害

- ・ ビルの窓ガラスを清掃中、6階バルコニーから転落した。
- ・ ルーフドレンの清掃のため、脚立をはしご代わりに昇降していたところ、降りようとした際に脚立から転落した。
- ・ 脚立を使ってロッカーの上部の清掃を行い、脚立から降りようとしたところ、足を滑らせ、転落した。
- ・ 脚立を使って上部配管の清掃作業を行っていたところ、脚立が倒れ、地面に落下した。
- ・ 脚立の天板に乗って、片手に掃除機を持って掃除をしていたところ、バランスを崩して転落した。

17

「墜落・転落」災害防止のポイント

できるだけ高所作業は行わない
（高所用ワイパー等活用）

椅子等には乗らない

脚立使用の際はルールを確認・遵守する。

保護帽（墜落転落用）を使用する。

以下の2点について検討してみましょう

はしごや脚立の使用自体を避けられないですか？

墜落の危険性が相対的に低いローリングタワー（移動式足場）、可搬式作業台、手すり付き脚立、高所作業車などに変更できないですか？

18

移動はしごの安全使用のポイント

- はしごの上部・下部の固定状態を確認しているか (固定できない場合、別の者が下で支えているか)
- 足元、滑り止め (防滑防止措置) をしているか
- はしごの上端を上端から60cm以上突出しているか
- はしごの立て掛り角度は75度程度か。

こうすれば
立てかける前には必ず、脚立の下部を滑り止めのマットや布などで固定し、しっかりと固定！

【労働安全衛生規則】で定められた主な事項
移動はしご (仮設脚立527条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は腐し、破損、高負荷がない
- 3 傾きは30度以上
- 4 すべり止め措置の取付その他の転倒を防止するための必要な措置

脚立 (仮設脚立26条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は腐し、破損、高負荷がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、取付たてのものは、角を確実に突っための金具等を備える
- 4 踏み面は作業を安全に行うための必要な措置を有する

こういった抜け穴の安全器具もあります
はしご支柱・半折金具 | はしご固定金具

「安全ブロック」ストロップ式の固定器具も活用

はしごを使う前に

はしごを使用する際は、次のチェックリストを確認して、作業開始の前までしっかりと確認してください。すべてのチェックが完了したら、作業を開始してください。

作業前 [3] のチェック！！

(作業前点検リスト)
年 月 日 天気 (晴・曇・雨・雪)
現場名 確認担当者名

- はしごの上部・下部の固定状態を確認している
- はしごをよこたてで使っている(脚立) ポルトが隠れたり露出したりしてない
- はしごの上端を、上端から60cm以上突出している
- はしごの立て掛り角度は、75度程度となっている
- はしごの踏み面に、腐らな部分はない
- はしごの足元に、滑り止め (防滑措置) がある
- はしごはしっかりと、滑りにくい
- ヘルメットを着用し、あごひもを締めている

脚立 (仮設脚立26条) で定められた主な事項

脚立は、(1) 丈夫な構造、(2) 材料は腐し、破損、高負荷がない、(3) 傾きは30度以上、(4) すべり止め措置の取付その他の転倒を防止するための必要な措置を有するものである。

脚立は、(1) 丈夫な構造、(2) 材料は腐し、破損、高負荷がない、(3) 脚と水平面との角度を75度以下とし、取付たてのものは、角を確実に突っための金具等を備える、(4) すべり止め措置の取付その他の転倒を防止するための必要な措置を有するものである。

はしご2m以上の場合は、脚立は脚立の構造を確認してください！

脚立2m以上の場合は、脚立は脚立の構造を確認してください！

脚立を使う前に

脚立を使用する際は、次のチェックリストを確認して、作業開始の前までしっかりと確認してください。すべてのチェックが完了したら、作業を開始してください。

作業前 [1] のチェック！！

(作業前点検リスト)
年 月 日 天気 (晴・曇・雨・雪)
現場名 確認担当者名

- 脚立は安定した場所に設置している
- 脚立の横に固定にロックをかけた
- おねじ、ヒンの締め、ボルト、ナットの締めが適切
- ヘルメットを着用し、あごひもを締めている
- 脚立はしっかりと、滑りにくいものを使用している
- 天候や天候が急に変わると、身体を安定させる
- 作業は2階目以下の踏み面を使用する (3階目以下より)
- 作業は腰の高さ以上でしない
- 荷物を抱えて作業しない

脚立 (仮設脚立26条) で定められた主な事項

脚立は、(1) 丈夫な構造、(2) 材料は腐し、破損、高負荷がない、(3) 傾きは30度以上、(4) すべり止め措置の取付その他の転倒を防止するための必要な措置を有するものである。

脚立は、(1) 丈夫な構造、(2) 材料は腐し、破損、高負荷がない、(3) 脚と水平面との角度を75度以下とし、取付たてのものは、角を確実に突っための金具等を備える、(4) すべり止め措置の取付その他の転倒を防止するための必要な措置を有するものである。

はしご2m以上の場合は、脚立は脚立の構造を確認してください！

脚立2m以上の場合は、脚立は脚立の構造を確認してください！

- ・「墜落時保護用」を使用すること
- ・傾けずに被ること
- ・あご紐をしっかりと、確実に締めること
- ・破損したものは使わないこと
- ・耐用年数を守る。 (FRP製では5年)

型式名称: 保護帽	帽体材質: ABS
労(2018.10)検	
(1)TH4074	(2)TH4075
製造業者	
製造年月 2020.7	
(1) 飛来落下物用	(2) 墜落時保護用
(J) Made in Japan	

飛来・落下物用

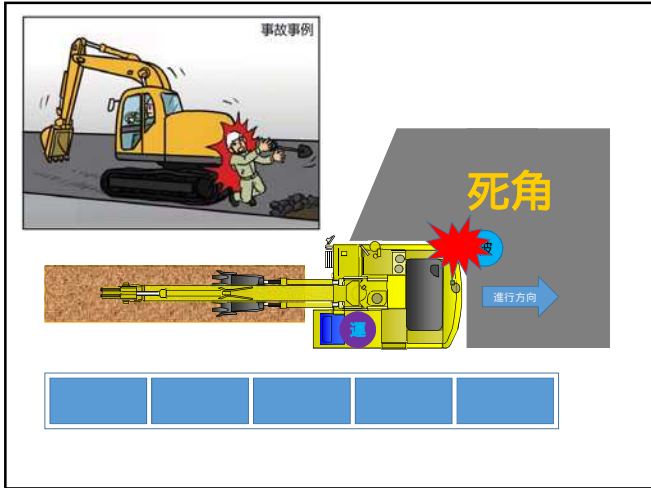
墜落時保護用

衝撃吸収のメカニズム <墜落時保護用の場合>

- 1 ハンモックが伸びて衝撃を吸収します。
- 2 帽体がひずんで衝撃を受け止めます。
- 3 衝撃を受け止めた後、元の形に戻ろうとします。

保護帽は柔らかさによって頭を守っています！





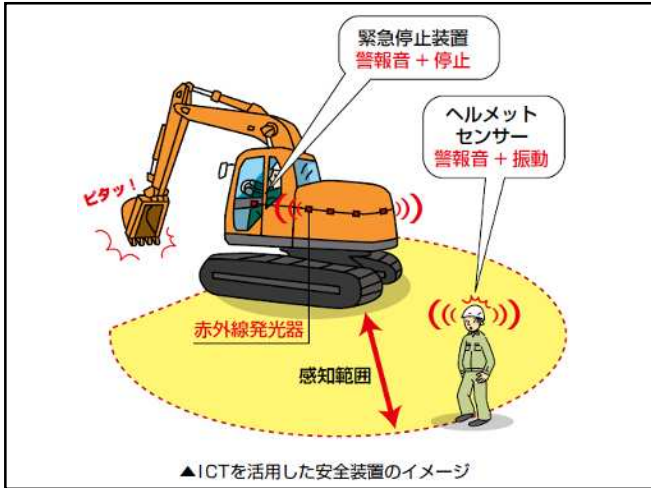
災害防止対策

再発防止策

- ・バックモニター搭載
- ・監視人、誘導員配置

誘導なしではバックしない

バックモニター



フォークリフト

休業4日以上の労働災害（令和5年：福岡労働局管内）
フォークリフトが起因する労働災害
全業種 91件

事故の型別

無理な動作	10	11%
衝突	9	10%
衝突され	19	21%
墜落、転落	15	16%
挟まれ、巻き込まれ	32	35%
その他	6	7%

経験年数別

20年超	9	10%
10年超～20年以下	19	21%
5年超～10年以下	13	14%
2年超～5年以下	14	15%
1年超～2年以下	11	12%
1年以下	25	28%

28

1 作業計画の作成（安衛則第151条の3）

フォークリフトを用いた作業では次のことが必要です。
作業に係る場所の広さ及び地形、フォークリフトの種類及び能力、荷の種類及び形状等に適應する作業計画を定めること。
作業計画は、フォークリフトの運行経路及びフォークリフトによる作業の方法が示されたものであること。
定めた作業計画により作業を行うこと。
定めた作業計画の内容を関係労働者に周知すること。

作業計画

29

※参考例

フォークリフト作業計画

（※作業計画は作業現場に提出し、作業終了後に回収する。）

作業内容	作業場所	作業時間	作業員	作業方法	作業計画	作業完了
1. 荷物の搬入	倉庫A	10:00～12:00	作業員A	フォークリフトによる搬入	作業計画書A	完了
2. 荷物の搬出	倉庫B	13:00～15:00	作業員B	フォークリフトによる搬出	作業計画書B	完了

17. フォークリフトの運転
フォークリフトの運転は、運転者の安全を確保し、作業の効率を向上させること。
運転者は、運転前にフォークリフトの点検を行い、異常がないことを確認する。
運転中は、周囲の状況に注意し、安全運転を行うこと。

18. 作業計画の作成
作業計画は、作業現場の状況に合わせたものであること。
作業計画は、作業現場に掲示し、作業員に周知すること。
作業計画は、作業完了後に回収すること。

19. 作業計画の点検
作業計画は、作業現場に掲示し、作業員に周知すること。
作業計画は、作業完了後に回収すること。

20. 作業計画の更新
作業計画は、作業現場に掲示し、作業員に周知すること。
作業計画は、作業完了後に回収すること。

21. 作業計画の廃止
作業計画は、作業現場に掲示し、作業員に周知すること。
作業計画は、作業完了後に回収すること。

22. 作業計画の保存
作業計画は、作業現場に掲示し、作業員に周知すること。
作業計画は、作業完了後に回収すること。

23. 作業計画の廃棄
作業計画は、作業現場に掲示し、作業員に周知すること。
作業計画は、作業完了後に回収すること。

24. 作業計画の廃棄
作業計画は、作業現場に掲示し、作業員に周知すること。
作業計画は、作業完了後に回収すること。

25. 作業計画の廃棄
作業計画は、作業現場に掲示し、作業員に周知すること。
作業計画は、作業完了後に回収すること。

26. 作業計画の廃棄
作業計画は、作業現場に掲示し、作業員に周知すること。
作業計画は、作業完了後に回収すること。

27. 作業計画の廃棄
作業計画は、作業現場に掲示し、作業員に周知すること。
作業計画は、作業完了後に回収すること。

28. 作業計画の廃棄
作業計画は、作業現場に掲示し、作業員に周知すること。
作業計画は、作業完了後に回収すること。

29. 作業計画の廃棄
作業計画は、作業現場に掲示し、作業員に周知すること。
作業計画は、作業完了後に回収すること。

30. 作業計画の廃棄
作業計画は、作業現場に掲示し、作業員に周知すること。
作業計画は、作業完了後に回収すること。

30

2 作業指揮者の配置（安衛則第151条の4）

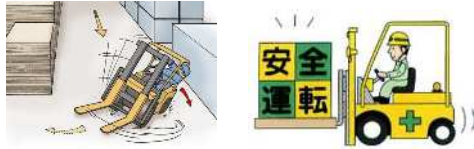
複数の労働者で荷役作業を行う場合は、作業指揮者を配置してください。

作業指揮者には、作業計画に基づき作業の指揮を行わせなければなりません。

作業指揮者に特に資格はありませんが、フォークリフトに関する知識、作業についての知識、経験、職制上の地位等を検討し、適切に作業指揮を行える者を選任してください。

3 荷役作業場の制限速度の順守（安衛則第151条の5）

荷役作業場の制限速度を守ること。



31

4 定期自主検査等の実施

（安衛則第151条の21、安衛則第151条の22、安衛則第151条の25）

フォークリフトについては、損傷や故障などから生ずる災害を防止するため、定期自主検査、作業開始前点検を実施する必要があります。

定期自主検査は、1月以内ごとに行う月次検査と1年以内ごとに行う年次検査があり、年次検査については、「特定自主検査」として、登録検査業者、または、一定の資格を有する自社の労働者が行うこととなっています。

特定自主検査を行ったときは、フォークリフトの見やすい箇所に、検査標章を貼り付けなければなりません。



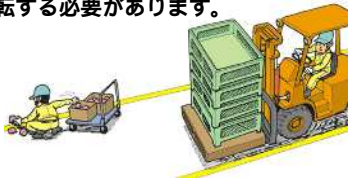
32

5 フォークリフトとの接触防止

（安衛則第151条の7、安衛則第151条の8、安衛則第151条の9）

運転中のフォークリフト又はその荷と接触することにより労働者に危険が生じるおそれのある箇所に、原則、労働者の立ち入りを禁止する必要があります。また、フォークリフトや荷と接触防止のため、運行経路と歩道の分離、立ち入り禁止区域の設定、標識の設置などの措置を講じてください。

労働者をフォークリフトの作業場所に立ち入らせる必要がある場合には、誘導者を配置してください。なお、誘導者を置くときには、一定の合図を定め、運転者は合図に従って運転する必要があります。



33

6 用途外使用の禁止

（安衛則第151条の13、安衛則第151条の14）

フォークリフトを用いて作業を行うときは、乗車席以外の箇所に労働者を乗せることはできません。

フォークリフトを荷のつり上げや労働者の昇降等フォークリフトの主たる用途以外の用途に使用することはできません。



34

貨物自動車に関する法改正

労働安全衛生規則（以下「安衛則」といいます）が改正され「昇降設備の設置」「保護帽の着用」「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」が義務付けられました。

特別教育については令和6年2月から、それ以外の規定は令和5年10月から施行されます。

改正のあらまし

昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲が拡大！

これまで最大積載量5t以上の貨物自動車を対象としておりましたが、新たに最大積載量2t以上5t未満の貨物自動車において、荷役作業時の昇降設備の設置及び保護帽の着用が義務づけられます（一部例外あり）。

テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化！

テールゲートリフターの操作者に対し、学術教育4時間、実技教育2時間の安全衛生に係る特別の教育を行うことが必要になります。

運転位置から離れる場合の措置が一部改正！

運転席から離れてテールゲートリフターを操作する場合において、原動機の停止義務が除外されます。なお、その他の逸脱防止措置は引き続き必要です。

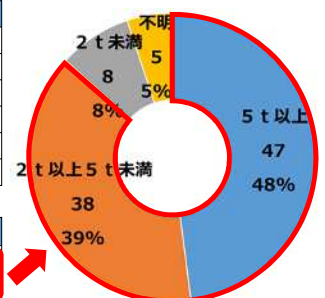
墜落・転落（事故の型）×トラック（起因物）における死亡災害発生状況
平成29年から令和3年までにおける死亡災害の合計値を分析

年別死亡災害発生状況

年	件数
令和3年	19
令和2年	19
令和元年	23
平成30年	14
平成29年	23
合計	98

最大積載量別死亡災害発生状況

最大積載量	件数
5 t 以上	47
2 t 以上 5 t 未満	38
2 t 未満	8
不明	5
合計	98



約87%が2t以上のトラックで発生！

労働安全衛生規則の条文

(昇降設備) 改正後

令和5年10月1日施行

第151条の6 第1項

事業者は、最大積載量が2 t以上の貨物自動車に荷を積む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は最大積載量が2 t以上の貨物自動車から荷を卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、墜落による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者が床面と荷台との間及び床面と荷台上の荷の上面との間を安全に昇降するための設備を設けなければならない。

(昇降設備) 改正前

第151条の6 第1項

事業者は、最大積載量が5 t以上の貨物自動車に荷を積む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は最大積載量が5 t以上の貨物自動車から荷を卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、墜落による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者が床面と荷台上の荷の上面との間を安全に昇降するための設備を設けなければならない。

Q1

テールゲートリフターは、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。)第36条第5号の4において「第151条の2第7号の貨物自動車の荷台の後部に設置された動力により駆動されるリフトをいう。」とされている。テールゲートリフターの操作の業務が新たに特別教育の対象になったが、安衛則に定める「貨物自動車」は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に基づく自動車検査証において、用途等の区分が貨物自動車等となっているものや、自家用・事業用の別が事業用(ナンバープレートが緑色のもの等)となっているものに限定されるのか。

A1

貨物自動車は、安衛則第151条の2第7号において「専ら荷を運搬する構造の自動車をいう」とされており、自動車検査証の用途区分等、他法令に基づく分類に関わらず適用される。

昇降設備とは

昇降設備とは、踏み台等の可搬式のもののほか、貨物自動車に設置されている昇降用のステップ等を含むものであること。テールゲートリフターを中間位置で停止させてステップとして使用する場合にあっては、当該テールゲートリフターについても、昇降設備として認められるものであること。

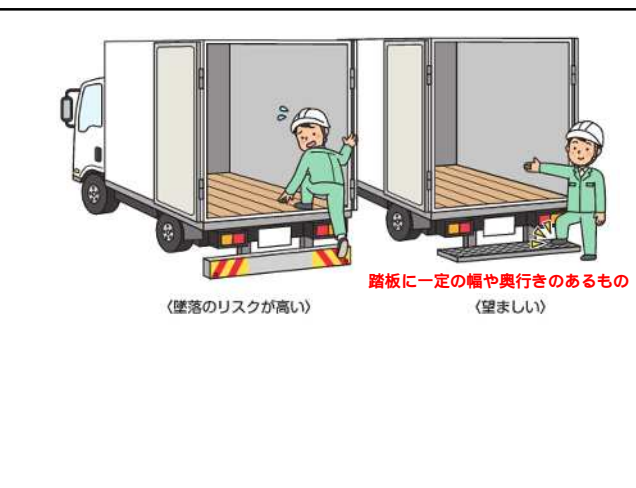
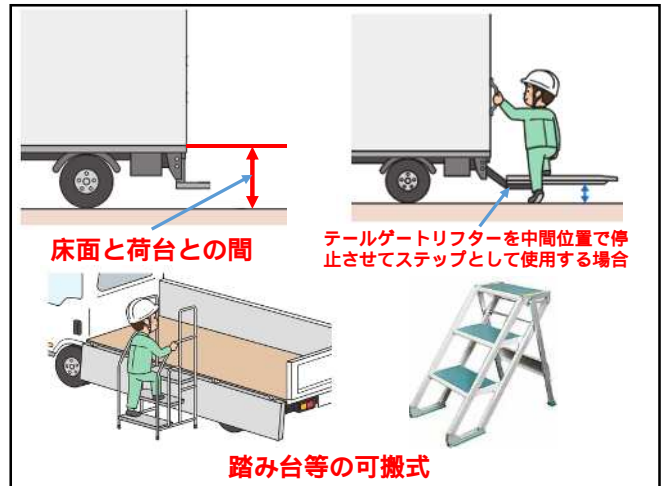
昇降設備の構造は、手すりのあるもの、踏板に一定の幅や奥行きのあるものが望ましいこと。また、貨物自動車に設置されている昇降用のステップにあっては、乗降グリップがあり、三点支持等により安全に昇降できる形式のもの等が望ましいこと。

： 現行の規制、 ： 新設、 ： 望ましい措置

	2 t未満	2 t以上5 t未満	5 t以上	備考
床面から荷の上又は荷台までの昇降設備の設置				高さ1.5 mを超える箇所で作業を行うときは、安衛則第526条第1項の規定に基づき、原則として、昇降設備の設置が義務づけられています。

第526条

事業者は、高さ又は深さが1.5 mをこえる箇所で作業を行なうときは当該作業に従事する労働者が安全に昇降するための設備等を設けなければならない。ただし、安全に昇降するための設備等を設けることが作業の性質上著しく困難なときは、この限りでない。





労働安全衛生規則の条文

（保護帽の着用） **令和5年10月1日施行**
 第151条の74 **改正後**
 事業者は、次の各号のいずれかに該当する貨物自動車に荷を積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は次の各号のいずれかに該当する貨物自動車から荷を卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うとき（ に該当する貨物自動車にあっては、テールゲートリフターを使用するときに限る。）は、墜落による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に保護帽を着用させなければならない。
 最大積載量が5 t以上のもの
 最大積載量が2 t以上5 t未満であって、荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上開閉できるもの
 最大積載量が2 t以上5 t未満であって、テールゲートリフターが設置されているもの（前号に該当するものを除く。）

（保護帽の着用）
 第151条の74 **改正前**
 事業者は、最大積載量が5 t以上の貨物自動車に荷を積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は最大積載量が5 t以上の貨物自動車から荷を卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、墜落による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に保護帽を着用させなければならない。

新たに保護帽の着用が必要となるトラックの種類

保護帽の着用が必要となるもの		適用されないもの
 建機運搬車 <small>（荷台の側面が構造上開放されているものの例）</small>	 バン <small>（テールゲートリフターが設置されているもの）</small>	 <small>（テールゲートリフターが設置されていないもの）</small>
 平ボディ車	 ウイング車 <small>（荷台の側面が構造上開閉できるものの例）</small>	

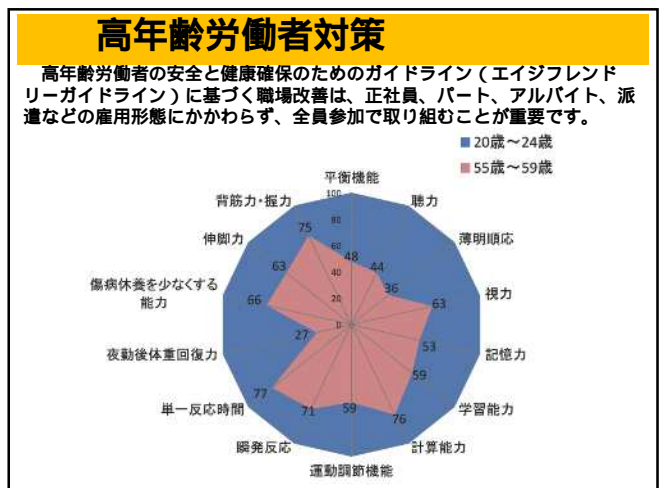
最大積載量5トン以上のトラックについては、トラックの種類にかかわらず保護帽の着用が必要です。

トラック・荷台等からの墜落・転落による死亡災害

陸上貨物運送事業における労働災害の中で最も多かったのが「トラック・荷台等からの墜落・転落」です。このパターンの災害事例を分析すると、**67%が「保護帽未着用」**でした。そのうちの多くが「**高さ2 m未満**」の地点からの転落であり、もし保護帽を着用していれば死亡災害に至らなかった可能性があります。

足を滑らせてリアバンパーから転落

テールゲートリフターから転落



第14次労働災害防止計画

重点事項

高齢労働者の労働災害防止対策の推進

高齢者対策

- 1: **安全衛生管理体制の確立等**
(経営トップ自ら安全衛生方針を表明し、担当組織・担当者を指定、リスクアセスメントの実施)
- 2: **職場環境の改善**
(身体機能の低下を補う設備・装置の導入、高齢労働者の特性を考慮した作業管理、勤務形態等の工夫)
- 3: **高齢労働者の健康や体力の状況の把握**
(健康測定等により、事業者、高齢労働者双方が健康や体力の状況を客観的に把握)
- 4: **高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応**
(把握した状況に応じて適合する業務をマッチング、身体機能の維持向上への取組)
- 5: **安全衛生教育**
(写真や映像等の情報を活用した安全衛生教育、経験のない業種や業務に従事する場合の丁寧な教育訓練)

アウトプット指標 (令和9年まで)

「エイジフレンドリーガイドライン」に沿った対策を講じる事業場を50%以上

エイジフレンドリーガイドライン全文(厚生労働省HP)
令和2年3月16日付け基安発0316第1号通知



アウトカム指標 (令和9年まで)

高齢労働者の死傷年千人率を令和4年と比較して男女とも増加に歯止め

事業者がアウトプット指標を達成した結果として期待される事項をアウトカム指標として定め、本計画に定める実施事項の効果検証を行うための指標として取り扱う。

< 高齢労働者への配慮 >

作業環境の整備

- ・ 重量物の取り扱い時は補助具を使用、複数人で作業する
- ・ 不安定な姿勢での作業をやめる
- ・ 階段や傾斜に手すりや滑り止めの設置、段差をなくす
- ・ 照明を明るく、掲示物の文字を大きくする
- ・ 警告音を大きく、聴覚だけでなく視覚でも情報伝達する

作業管理による配慮

- ・ 経験を活かせる配置にする
- ・ 作業における役割分担を明確にする
- ・ 十分な教育を行う

ルール遵守の徹底

- ・ ルールを守らないことで何が起るかを教育する
- ・ 若者の見本になるように諭す

リスクアセスメント

リスクアセスメントが努力義務化されました

平成18年4月1日施行の労働安全衛生法改正により、「**リスクアセスメント**」等の実施が努力義務化されました。
労働安全衛生法第28条の2

事業者は、職場における労働災害発生の芽(リスク)を事前に摘み取るため、設備、原材料等や作業行動等に起因する危険性、有害性等の調査「**リスクアセスメント**」を行い、その結果に基づき必要な措置を実施するよう努めなければならない。

今度の安全衛生管理には、発生し得る災害を予測して、あらかじめ手を打っておく「**未然防止**」が求められています。「**リスクアセスメント**」は、この「**未然防止**」を適切に行うための手段です。

52

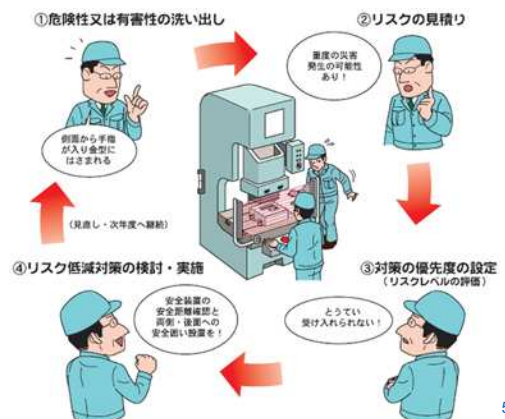
リスクアセスメントの目的

職場のみんなが参加して、職場にある危険の芽(リスク)とそれに対する対策の実情を知って、災害に至る危険性を取り除き、労働災害が発生しないような快適な職場にすること。

重要なことは、「ある危険源(ハザード)が重大なのかどうか、その危険源(ハザード)に対して、リスクが小さくなるように十分な対策を取ったかを決定すること。」

53

リスクアセスメントの実施手順



54

1 作業工程の調査

リスクアセスメントの対象とする作業工程を決める。
日常作業 **非定常作業** **異常時の作業**
 ごとに実体を詳細に調査分析します。

2 危険源のリストアップ

以下の観点から危険源を特定することが一般的です。

- | | |
|---------|----------------|
| 1 墜落、転落 | 2 挟まれ、巻き込まれ |
| 3 転倒 | 4 飛来、落下 |
| 5 激突 | 6 切れ、こすれ |
| 7 感電 | 8 その他（高温物等と接触） |

ヒヤリハット事例の収集・周知

安全衛生アンケート

1. 仕事中に、怪我しそうなことがあったか。

ある ない

ある場合は、その内容を書いてください。

内容

2. 作業現場で取組んでおられることになったことがありますか。

ある ない

ある場合は、その内容を書いてください。

内容

3. 作業現場で足りないと思われる設備（機械）がありますか。

ある ない

ある場合は、その内容を書いてください。

内容

4. 改善（提案）してほしい箇所があればその内容を教えてください。
 例：パンクカーの取組をすすめてほしい、
 通風の改善を希望してほしい。

内容

3 リスクのレベルの見積・評価

マトリクスを用いた方法

		ケガまたは病気の重篤度			
		致命的	重大	中程度	軽度
ケガまたは病気の発生可能性	きわめて高い	5	5	4	3
	比較的高い	5	4	3	2
	可能性あり	4	3	2	1
	ほとんどない	4	3	1	1

リスク	優先度	
5~4	高	ただちにリスク軽減措置を講ずる必要あり。措置を講ずるまで作業停止。十分な緊急対応を要するべき。
3~2	中	速やかにリスク軽減措置を講ずる必要あり。措置を講ずるまで作業停止が望ましい。発見的に緊急対応要入。
1	低	必要に応じてリスク軽減措置を実施。

数値化の方法

ケガまたは病気の重篤度

負傷または発生の可能性の度合

致命的	重大	中程度	軽度	きわめて高い	比較的高い	可能性あり	ほとんどない
30点	20点	7点	2点	20点	15点	7点	2点

「リスク」 = 「重篤度」の数値 + 「発生可能性」の度合

リスク	優先度	
30点以上	高	ただちにリスク軽減措置を講ずる必要あり。措置を講ずるまで作業停止。十分な緊急対応を要するべき。
10~29点	中	速やかにリスク軽減措置を講ずる必要あり。措置を講ずるまで作業停止が望ましい。発見的に緊急対応要入。
10点未満	低	必要に応じてリスク軽減措置を実施。

4 対策案の検討と対策後のリスクの想定

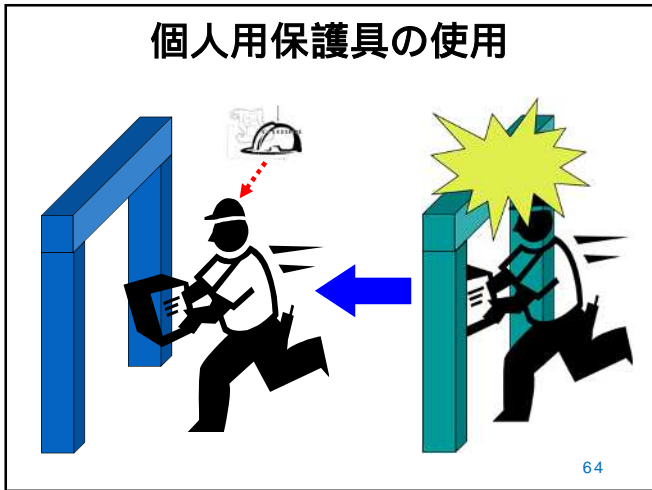
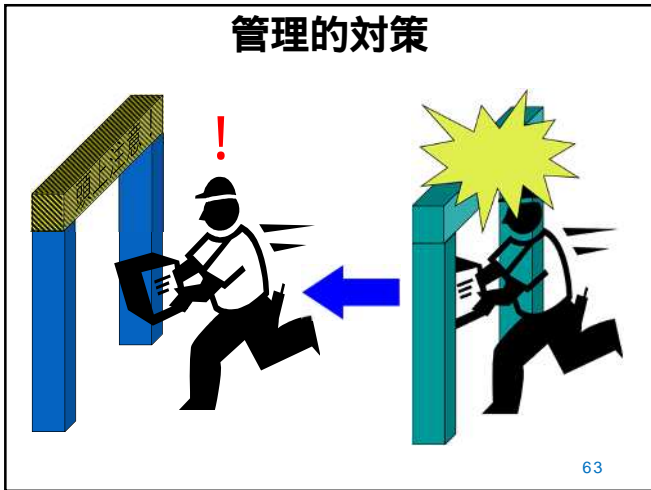
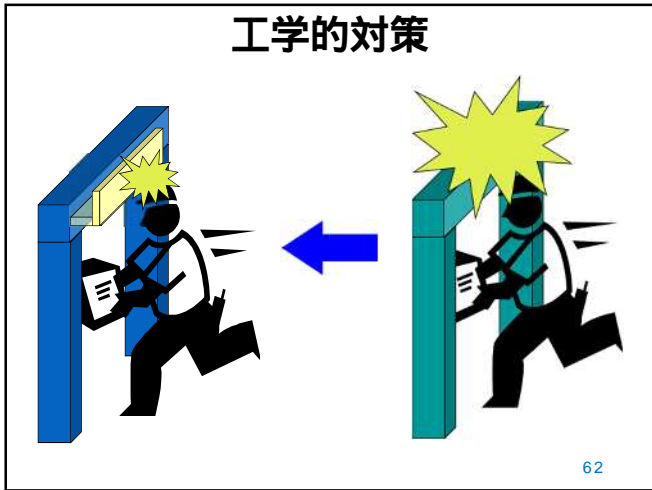
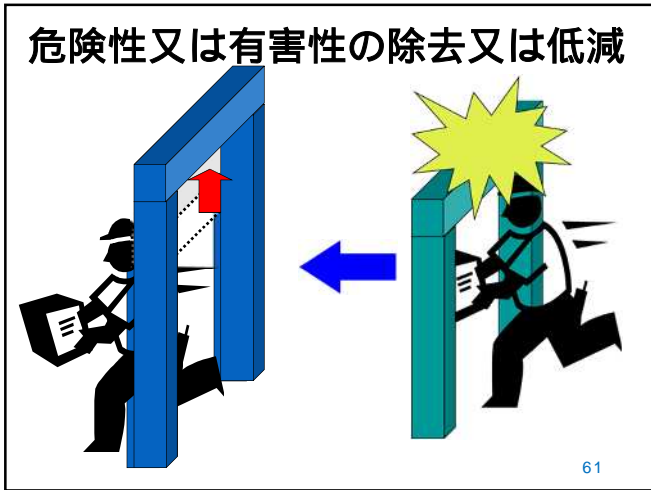
対策案の検討

対策案には次に述べる**優先順**で実施する

- 法令で定められた事項の実施（労働安全衛生法）
- 設計や計画の段階における措置の実行
 - 危険な作業の廃止、より安全な施工方法への変更
- 工学的対策
 - 囲い、安全装置、設備の改善
- 管理的対策
 - マニュアルの整備、教育訓練、表示、立ち入り禁止措置
- 個人用保護具の使用等
 - マスク、保護メガネ、ヘルメット

リスク低減措置の具体例





2 労働安全衛生規則（化学物質）の改正内容

職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会

現在、国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類に上るが、その中には危険性や有害性が不明な物質も少なくない。こうした中で、化学物質による労働災害（がんなどの遅発性疾患は除く。）は年間450件程度で推移し、法令による規制の対象となっていない物質を原因とするものは約8割を占める状況にある。また、**オルト-トルイジンによる膀胱がん事案、MOCAによる膀胱がん事案、有機粉じんによる肺疾患の発生など**、化学物質等による重大な職業性疾病も後を絶たない状況にある。

こうしたことから、化学物質による労働災害を防ぐため、学識経験者、労使関係者による検討会を開催し、**今後の職場における化学物質等の管理のあり方**について検討することとした。

開催期間：検討会

- ・令和元年9月2日～令和3年7月14日まで15回
- ワーキンググループ
- ・令和2年10月20日～令和3年4月26日まで5回

65

職場における化学物質管理を巡る現状

1 労働災害の発生状況

化学物質による休業4日以上の労働災害のうち、**特定化学物質障害予防規則等の規制対象外の物質による労働災害が約8割**。

特定化学物質障害予防規則等に追加されるとその物質の使用をやめ、危険性・有害性を十分に確認、評価せずに規制対象外の物質に変更し、その結果、十分な対策が取られずに労働災害が発生。

	件数 (平成30年)	障害内容別の件数(重複あり)		
		中毒等	眼障害	皮膚障害
特別規則対象物質	77 (18.5%)	38 (42.2%)	18 (20.0%)	34 (37.8%)
特別規則以外のSDS交付義務対象物質	114 (27.4%)	15 (11.5%)	40 (30.8%)	75 (57.7%)
SDS交付義務対象外物質	63 (15.1%)	5 (7.5%)	27 (40.3%)	35 (52.2%)
物質名が特定できていないもの	162 (38.9%)	10 (5.8%)	46 (26.7%)	116 (67.4%)
合計	416	68 (14.8%)	131 (28.5%)	260 (56.6%)

66

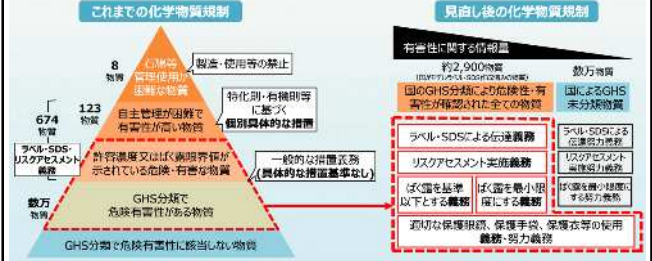
改正省令の概要

- 1 事業場における化学物質の管理体制の強化
- 2 化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達の強化
- 3 リスクアセスメントに基づく自律的な化学物質管理の強化
- 4 衛生委員会の付議事項の追加
- 5 事業場におけるがんの発生の把握の強化
- 6 化学物質管理の水準が一定以上の事業場に対する個別規制の適用除外
- 7 作業環境測定結果が第三管理区分の作業場所に対する措置の強化
- 8 作業環境管理やばく露防止措置等が適切に実施されている場合における特殊健康診断の実施頻度の緩和

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令及び化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針の一部を改正する件については、**令和4年5月31日に公布され、公布日から施行。一部については、令和5年4月1日又は令和6年4月1日から施行。**

67

現在の化学物質規制の仕組み (特化則等による個別具体的規制を中心とする規制)



- ・国によるリスク評価で有害性の高い物質に対し、法令で具体的な措置義務を規定
- ・化学物質による休業4日以上の労働災害の約8割は、具体的な措置義務のかかる123物質以外の物質により発生

68

SDS (Safety Data Sheet : 安全データシート)

- ・ SDSとは、化学品の安全な取り扱いを確保するために、**化学品の危険有害性等に関する情報を記載した文書**のことです。
- ・ 事業者間で化学品を取引する時までに提供し、化学品の危険有害性や適切な取り扱い方法に関する情報等を、供給者側から受け取り側の事業者に伝達するためのものです。
- ・ SDSは、これらの化学品を使用して作業をする労働者等にとって、取り扱い時等において、非常に有益な情報伝達ツールとなります。
- ・ GHSにおいては、次の16項目の情報を、この順番どおりに記載することになっています。

SDSの記載項目

- | | |
|----------------|---------------|
| 1. 化学品及び会社情報 | 9. 物理的及び化学的性質 |
| 2. 危険有害性の要約 | 10. 安定性及び反応性 |
| 3. 組成及び成分情報 | 11. 有害性情報 |
| 4. 応急措置 | 12. 環境影響情報 |
| 5. 火災時の措置 | 13. 廃棄上の注意 |
| 6. 漏出時の措置 | 14. 輸送上の注意 |
| 7. 取扱い及び保管上の注意 | 15. 適用法令 |
| 8. ばく露防止及び保護措置 | 16. その他の情報 |

69

ラベル・SDS通知、リスクアセスメント対象物質が大幅に増加します



ラベル表示、SDS等による通知とリスクアセスメント実施の義務の対象となる物質（リスクアセスメント対象物）に、国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を順次追加します。

R4年2月改正・R6年4月施行
発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性、急性毒性のカテゴリーで区分1に分類された約234物質が義務対象に追加。

R4年度中改正・R7年4月施行予定
左記以外のカテゴリーで区分1に分類された約700物質を義務対象に追加予定。

R5年度中改正・R8年4月施行予定
健康有害性のカテゴリーで区分2以下又は物理化学的危険性の区分に分類された約850物質を義務対象に追加予定。

【健康に対する有害性 10項目】

- 急性毒性
- 皮膚腐食性/刺激性
- 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性
- 呼吸器感作性または皮膚感作性
- 生殖細胞変異原性
- 発がん性
- 生殖毒性
- 特定標的臓器毒性（単回ばく露）
- 特定標的臓器毒性（反復ばく露）
- 誤えん有害性



70

【爆弾の爆発】

- 爆発物(不安定爆発物、等級1.3~1.4)
- 自己反応性化学品(タイプA、B)
- 有機過酸化物(タイプA、B)

【炎】

- 可燃性ガス(区分1)
- 自然発火性ガス
- エアゾール(区分1、区分2)
- 引火性液体(区分1~3)
- 可燃性固体
- 自己反応性化学品(タイプB~F)
- 自然発火性液体
- 自然発火性固体
- 自己発熱性化学品
- 水反応可燃性化学品
- 有機過酸化物(タイプB~F)
- 発煙性爆発物

【円上の炎】

- 酸化性ガス
- 酸化性液体
- 酸化性固体

【ガスボンベ】

- 高压ガス

【腐食性】

- 金属腐食性化学品
- 皮膚腐食性(区分1)
- 眼に対する重篤な腐蝕性(区分1)

【どくろ】

- 急性毒性(区分1~区分3)

【感嘆符】

- 急性毒性(区分4)
- 皮膚刺激性(区分2)
- 眼刺激性(区分2/2A)
- 皮膚感作性
- 特定標的臓器毒性(単回ばく露)(区分3)
- オゾン層への有害性

【健康有害性】

- 呼吸器感作性
- 生殖細胞変異原性
- 発がん性
- 生殖毒性(区分1、区分2)
- 特定標的臓器毒性(単回ばく露)(区分1、区分2)
- 特定標的臓器毒性(反復ばく露)(区分3)
- 誤えん有害性

【環境】

- 水生環境有害性(短期(急性)区分1、長期(慢性)区分2)

71

Q1 追加された、または追加予定の物質やCAS番号はどこで確認できるか？

A1 **ラベル表示・SDS交付の義務対象物質(表示・通知対象物質)に追加となる物質については、「厚生労働省」または「(独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所」のホームページにおいて、CAS登録番号を併記した物質リストを公開しています。**

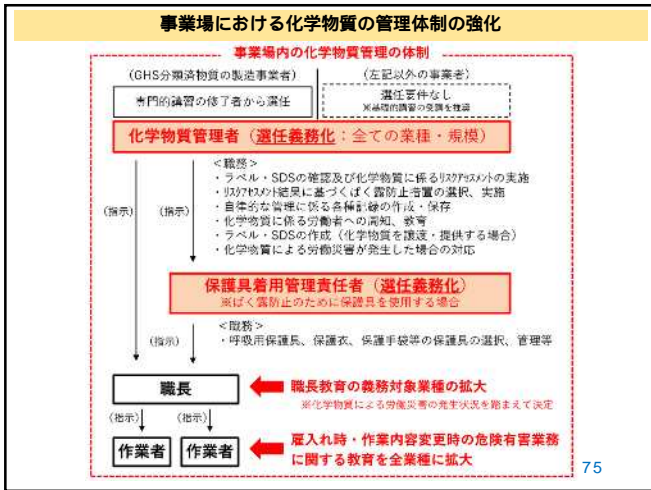
The screenshot shows the homepage of the Ministry of Health, Labour and Welfare. It features a search bar and a list of substances subject to label and SDS notification. The list is organized by hazard level (危険性) and includes CAS numbers. The website also provides information on the new regulations for chemical substances, including the revision of the Labor Safety and Health Regulations and the introduction of risk assessment for chemical substances.

実務データシート		化学物質管理	
1. 化学物質及び作業情報 化学物質の名称 製造元 用途 性状 化学物質番号 電子メールアドレス 安全管理情報 2. 危険有害性の評価 物理的危険性 健康被害の危険性 環境被害の危険性 3. 管理に関する情報 化学物質管理責任者 化学物質管理責任者の職責 化学物質管理責任者の選任理由 化学物質管理責任者の選任時期 化学物質管理責任者の選任方法 化学物質管理責任者の選任期間 化学物質管理責任者の選任評価 化学物質管理責任者の選任改善	化学物質の名称 製造元 用途 性状 化学物質番号 電子メールアドレス 安全管理情報 物理的危険性 健康被害の危険性 環境被害の危険性 化学物質管理責任者 化学物質管理責任者の職責 化学物質管理責任者の選任理由 化学物質管理責任者の選任時期 化学物質管理責任者の選任方法 化学物質管理責任者の選任期間 化学物質管理責任者の選任評価 化学物質管理責任者の選任改善	物理的危険性 引火性 可燃性 燃焼性 酸化性 腐食性 刺激性 皮膚腐食性 眼刺激性 呼吸器刺激性 水生生物有害性 環境有害性 化学物質管理責任者 化学物質管理責任者の職責 化学物質管理責任者の選任理由 化学物質管理責任者の選任時期 化学物質管理責任者の選任方法 化学物質管理責任者の選任期間 化学物質管理責任者の選任評価 化学物質管理責任者の選任改善	健康被害の危険性 急性毒性 慢性毒性 発がん性 生殖細胞変異原性 皮膚感作性 呼吸器感作性 アレルギー 環境有害性 化学物質管理責任者 化学物質管理責任者の職責 化学物質管理責任者の選任理由 化学物質管理責任者の選任時期 化学物質管理責任者の選任方法 化学物質管理責任者の選任期間 化学物質管理責任者の選任評価 化学物質管理責任者の選任改善

ホルムアルデヒド

健康に対する有害性	
急性毒性(経口)	区分4
急性毒性(経皮)	区分3
急性毒性(吸入：ガス)	区分2
皮膚腐食性/刺激性	区分2
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	区分2
呼吸器感作性	区分1
皮膚感作性	区分1
生殖細胞変異原性	区分2
発がん性	区分1A
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分1 (神経系、呼吸器)
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分1 (中枢神経系、呼吸器)

74



化学物質管理者の選任 (安衛則第12条の5 関係)

第12条の5第1項
 事業者は、法第57条の3第1項の危険性又は有害性等の調査をしなければならない令第18条各号に掲げる物及び法第57条の2第1項に規定する通知対象物を製造し、又は取り扱う事業場ごとに、**化学物質管理者を選任し、その者に当該事業場における次に掲げる化学物質の管理に係る技術的事項を管理させなければならない。**

法第57条第1項の規定による表示、同条第2項の規定による文書及び法第57条の2第1項の規定による通知に関すること。
 リスクアセスメントの実施に関すること。
第577条の2第1項及び第2項の措置その他法第57条の3第2項の措置の内容及びその実施に関すること。
 リスクアセスメント対象物を原因とする労働災害が発生した場合の対応に関すること。
 第34条の2の8第1項各号の規定によるリスクアセスメントの結果の記録の作成及び保存並びにその周知に関すること。
第577条の2第1項の規定による記録の作成及び保存並びにその周知に関すること。
 第1号から第4号までの事項の管理を実施するに当たっての労働者に対する必要な教育に関すること。

76

保護具着用管理責任者の選任 (安衛則第12条の6 関係)

第12条の6
 化学物質管理者を選任した事業者は、リスクアセスメントの結果に基づく措置として、労働者に保護具を使用させるときは、保護具着用管理責任者を選任し、次に掲げる事項を管理させなければならない。

保護具の適正な選択に関すること。
 労働者の保護具の適正な使用に関すること。
 保護具の保守管理に関すること。

第12条の6第2項
 前項の規定による保護具着用管理責任者の選任は、次に定めるところにより行われなければならない。
 保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者のうちから選任すること。

保護具着用管理責任者を選任すべき事由が発生した日から**14日以内**に選任すること。

77

本項第2号中の「**保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者**」には、次に掲げる者が含まれること。なお、次に掲げる者に該当する場合であっても、別途示す保護具の管理に関する教育を受講することが望ましいこと。また、次に掲げる者に該当する者を選任することができない場合は、上記の保護具の管理に関する教育を受講した者を選任すること。

別に定める化学物質管理専門家の要件に該当する者
 9(1)ウに定める作業環境管理専門家の要件に該当する者
 法第83条第1項の労働衛生コンサルタント試験に合格した者
 安衛則別表第4に規定する第1種衛生管理者免許又は衛生工学衛生管理者免許を受けた者
 安衛則別表第1の上欄に掲げる、令第6条第18号から第20号までの作業及び令第6条第22号の作業に応じ、同表の中欄に掲げる資格を有する者 (作業主任者)
 第18号：有機溶剤作業主任者 (特別有機溶剤)
 第19号：鉛作業主任者
 第20号：特定化学物質等作業主任者
 第22号：有機溶剤作業主任者

安衛則第12条の3第1項の都道府県労働局長の登録を受けた者が行う講習を修了した者その他安全衛生推進者等の選任に関する基準の各号に示す者 (安全衛生推進者に係るものに限る。)

78

2 化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達の強化

SDSの記載項目の追加や、定期確認・更新が必要になります

- 通知事項に「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」が追加されます。
- 成分の含有量は、原則として、重量%の記載が必要になります。
- 「人体に及ぼす作用」を定期的（5年以内ごとに1回）に確認・更新することが義務付けられます。

化学物質を事業場内で別容器で保管する際も情報伝達が必要になります

下記のような場合も、ラベル表示・文書の交付等の方法による、内容物の名称やその危険・有害性情報の伝達が義務付けられます。

- ✓ リスクアセスメント対象物を他の容器に移し替えて保管する場合
- ✓ 自ら製造したリスクアセスメント対象物を容器に入れて保管する場合

電子メールや二次元コード等でのSDS通知が可能になります

SDSの通知手段は、譲渡提供をする相手方がその通知を容易に確認できる方法であれば、事前に相手方の承諾を得なくても採用可能になります。

電子メールの送信

HPのURLや二次元コードの伝達

79

3 リスクアセスメントに基づく自律的な化学物質管理の強化

労働者がばく露される程度を最小限度とすることや、濃度基準の遵守が義務付けられます

リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を最小限度にすることが義務付けられます。

さらに、厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）は、リスクアセスメント結果を踏まえ労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます。

ポイント！

リスクアセスメントやばく露低減措置では、濃度基準値以下であることを必ず確認しましょう。その際、推定ツール（CREATE-SIMPLE等）や、実測法（個人ばく露測定、簡易測定法等）を組み合わせる行うことが効果的です。

ポイント！

濃度基準値が定められていない物質は、「米国政府労働衛生専門家会議（ACGIH）のばく露限界値」等を参考に、当該濃度以下とするよう努めましょう。

個人ばく露測定

ばく露低減に向け適切な手段を事業者自らが選択します

リスクアセスメント結果を踏まえ、ばく露低減に向けた適切な手段を事業者自らが選択の上、実施します。

代替物質の使用

換気装置等を設置し稼働

作業方法の改善

有効な呼吸用保護具の使用

80

(第57条第1項の政令で定める物及び通知対象物について事業者が行うべき調査等)「リスクアセスメント」

労働安全衛生法 第57条の3

第1項

事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、**第57条第1項の政令で定める物及び通知対象物による危険性又は有害性等を調査しなければならない。**

第2項

事業者は、前項の調査の結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。

81

(リスクアセスメントの実施時期等)

労働安全衛生規則 第34条の2の7

リスクアセスメントは、次に掲げる時期に行うものとする。

リスクアセスメント対象物を原材料等として新規に採用し、又は変更するとき。

リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に係る作業の方法又は手順を新規に採用し、又は変更するとき。

前2号に掲げるもののほか、リスクアセスメント対象物による危険性又は有害性等について変化が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。

<指針による努力義務>

- 労働災害発生時（過去のリスクアセスメントに問題があるとき）
- 過去のリスクアセスメント実施以降、機械設備などの経年劣化、労働者の知識経験などリスクの状況に変化があったとき
- 過去にリスクアセスメントを実施したことがないとき
(施行日前から取り扱っている物質を、施行日前と同様の作業方法で取り扱う場合で、過去にRAを実施したことがない、または実施結果が確認できない場合)

82

CREATE-SIMPLEを用いたリスクアセスメント (クリエイティブ)

職場のあんぜんサイト

化学物質

化学物質のリスクアセスメント実施支援

目的

労働安全衛生法による化学物質のリスクアセスメント支援ツール

リスクアセスメント実施・低減対策検討の支援

関連ページ

83

【作業条件（吸入ばく露）】

- ・定量値
- ・暴露性（呼吸性）
- ・吸入経路
- ・ばく露状況
- ・作業方法（スプレー作業の有無等）
- ・呼吸器の着用状況
- ・作業時間、作業回数
- ・技術に準ずる

【作業条件（経皮ばく露）】

- ・接触面積、接触回数
- ・物理化学的物質（水・アルコール分配係数等）

【危険有害性】

- ・GHS区分情報
- ・化学物質名（LD50/LLD、TLV（WALC））

【取扱状況（危険性）】

- ・形状性（呼吸性）
- ・暴露経路
- ・暴露状況（着衣状況の有無、皮膚の有無等）

【リスクの程度の見極め】

- （吸入）リスクレベルの決定
- （経皮）リスクレベルの決定
- （危険性）リスクレベルの決定

名称	マニュアル・参考	ツールへのリンク
CREATE-SIMPLE (クリエイティブ)	・マニュアル ・取扱説明	・CREATE-SIMPLE (ver.1.0.0) (2017年)

84

製品安全データシート (SDS)
〇〇〇〇製剤

1. 化学物質等及び会社情報
製品名 : 〇〇〇製剤
製品コード : 〇〇〇〇
会社名 : 〇〇〇〇株式会社

2. 包装内容性の薬的GHS分類
管理化学的危険性 : 引火性液体 (GHS02) 区分3

健康に対する有害性
急性毒性 (経口) 区分3
急性毒性 (経皮) 区分3
急性毒性 (吸入 - 蒸気) 区分2
皮膚腐食性・刺激性 区分2
眼に対する重篤な有害性 - 刺激性 区分2A
水生生物 区分2
生態毒性 - 水生生物 (半水生生物) 区分1 (半水生生物, 刺戟)
物質的危険性 - 可燃性 (引火性液体) 区分1 (半水生生物, 刺戟)

3. 組成、成分情報
単一・混合物の区別 : 単体
【※混合物の場合は、下記のような組成表を用いて含有率を選択しCAS番号】

成分名	含有率 (%)	CAS No.
成分A	10	1000-001
成分B	20	1000-002
成分C	70	1000-003

4. ばい塵防止及び保護措置
管理措置 (ばい塵防止, 生物学的ばい塵防止)
日本職業衛生協会 3.5 ppm
ACGIH TLV-TWA 0.2ppm

5. 物理的及び化学的性質
物質の状態、形状、色・臭気 : 液体 (無臭)
融点・凝固点 : -36.5°C (JSCC (J)) (2012)
沸点、初沸点及び終沸点 : 60°C (JSCC (J)) (2012)
引火点 : 60°C (e.c.) (JSCC (J)) (2012)
蒸気圧 : 2.21 mmHg (25°C) (HSDB (2017))
溶解度 : 水 : 8.2 g/100 mL (20°C) (JSCC (J)) (2012)
n-オクタノール/水分配係数 : 0.42 (HSDB (2017))

85

製品データベース

登録済 修正

No.	登録日	変更日	製品コード	製品名称	成分1の名称	状態	備考	含有物情報 (CAS No. 含有率 (wt%))	管理措置情報 (GHS02)	危険性情報 (GHS02)
1	2024/2/15	2024/3/1	P000-001	〇〇〇製剤	成分A	液体	〇〇〇〇株式会社	1000-001 10%	GHS02	引火性液体 (GHS02)
2	2024/2/15	2024/3/2	P000-002	〇〇〇製剤	成分B	液体	〇〇〇〇株式会社	1000-002 20%	GHS02	引火性液体 (GHS02)
3	2024/1/1/1	2024/1/1/1	1000	〇〇〇製剤	成分C	液体	〇〇〇〇株式会社	1000-003 70%	GHS02	引火性液体 (GHS02)

86

STEP 1 製品名・成分情報

No.	CAS No.	製品名	含有率 (%)
1	1000-001	成分A	10
2	1000-002	成分B	20

STEP 2 物理的性質・管理措置を入力してください。

No.	CAS No.	製品名	物理的性質	管理措置	備考
1	1000-001	成分A	状態: 液体 融点: 100°C 沸点: 200°C 引火点: 100°C	管理措置: 36 ACGIH TLV-TWA: 0.2ppm	
2	1000-002	成分B	状態: 液体 融点: 100°C 沸点: 200°C 引火点: 100°C	管理措置: 36 ACGIH TLV-TWA: 0.2ppm	

87

STEP 3 以下の内容に該当する項目にチェックしてください。

Q1	製品名に「〇〇〇製剤」が含まれているか?	はい
Q2	製品名に「〇〇〇製剤」が含まれていないか?	いいえ
Q3	成分名に「〇〇〇製剤」が含まれているか?	はい
Q4	成分名に「〇〇〇製剤」が含まれていないか?	いいえ
Q5	物理的性質に「融点」が記載されているか?	はい
Q6	物理的性質に「沸点」が記載されているか?	はい
Q7	物理的性質に「引火点」が記載されているか?	はい
Q8	物理的性質に「蒸気圧」が記載されているか?	はい
Q9	物理的性質に「溶解度」が記載されているか?	はい
Q10	物理的性質に「分配係数」が記載されているか?	はい
Q11	管理措置に「ACGIH TLV-TWA」が記載されているか?	はい
Q12	管理措置に「GHS02」が記載されているか?	はい
Q13	危険性情報に「引火性液体」が記載されているか?	はい
Q14	危険性情報に「GHS02」が記載されているか?	はい
Q15	危険性情報に「GHS02」が記載されているか?	はい

88

STEP 4 吸入の判定

経路	吸入濃度 (ppm)	暴露時間 (時間)	許容濃度 (ppm)	許容時間 (時間)	許容濃度 (ppm)	許容時間 (時間)	合計 (吸入量)	判定
1	100 ppm	8時間	10 ppm	8時間	100 ppm	8時間	8000 ppm・時間	超過
2	100 ppm	15分	10 ppm	15分	100 ppm	15分	2250 ppm・時間	超過

89

リスク軽減対策の判定

対策	実施状況	削減率 (%)	削減後の濃度 (ppm)	削減後の時間 (時間)	削減後の合計 (吸入量)	判定
Q1	換気装置の設置	50%	50 ppm	8時間	4000 ppm・時間	超過
Q2	作業時間の短縮	20%	100 ppm	6.4時間	6400 ppm・時間	超過
Q3	保護具の使用	10%	90 ppm	8時間	7200 ppm・時間	超過
Q4	作業場所の隔離	30%	70 ppm	8時間	5600 ppm・時間	超過
Q5	作業員の健康観察	0%	100 ppm	8時間	8000 ppm・時間	超過
Q6	教育・訓練の実施	0%	100 ppm	8時間	8000 ppm・時間	超過
Q7	作業時間の短縮 (追加)	10%	90 ppm	7.2時間	7200 ppm・時間	超過
Q8	換気装置の設置 (追加)	10%	90 ppm	8時間	7200 ppm・時間	超過
Q9	保護具の使用 (追加)	10%	90 ppm	8時間	7200 ppm・時間	超過
Q10	作業場所の隔離 (追加)	10%	90 ppm	8時間	7200 ppm・時間	超過
Q11	作業員の健康観察 (追加)	0%	100 ppm	8時間	8000 ppm・時間	超過
Q12	教育・訓練の実施 (追加)	0%	100 ppm	8時間	8000 ppm・時間	超過

90

リスクの再評価結果


項目	危険有害性 (発がん性)	健康被害 (急性)	健康被害 (慢性)	環境被害 (水圏)	環境被害 (土壌)	環境被害 (大気)	環境被害 (生態系)
1	000-01-01	000 ppm	0.01~0.05 ppm	0.01~0.05 ppm	0.01~0.05 ppm	0.01~0.05 ppm	0.01~0.05 ppm
2	000-01-02	000 ppm	0.01~0.05 ppm	0.01~0.05 ppm	0.01~0.05 ppm	0.01~0.05 ppm	0.01~0.05 ppm
3	000-01-03	000 ppm	0.01~0.05 ppm	0.01~0.05 ppm	0.01~0.05 ppm	0.01~0.05 ppm	0.01~0.05 ppm
4	000-01-04	000 ppm	0.01~0.05 ppm	0.01~0.05 ppm	0.01~0.05 ppm	0.01~0.05 ppm	0.01~0.05 ppm
5	000-01-05	000 ppm	0.01~0.05 ppm	0.01~0.05 ppm	0.01~0.05 ppm	0.01~0.05 ppm	0.01~0.05 ppm
6	000-01-06	000 ppm	0.01~0.05 ppm	0.01~0.05 ppm	0.01~0.05 ppm	0.01~0.05 ppm	0.01~0.05 ppm
7	000-01-07	000 ppm	0.01~0.05 ppm	0.01~0.05 ppm	0.01~0.05 ppm	0.01~0.05 ppm	0.01~0.05 ppm
8	000-01-08	000 ppm	0.01~0.05 ppm	0.01~0.05 ppm	0.01~0.05 ppm	0.01~0.05 ppm	0.01~0.05 ppm

91

第594条
 事業者は、皮膚若しくは眼に障害を与える物を取り扱う業務又は有害物が皮膚から吸収され、若しくは侵入して、健康障害若しくは感染をおこすおそれのある業務においては、当該業務に従事する労働者に使用させるために、**塗布剤、不浸透性の保護衣、保護手袋、履物又は保護眼鏡等適切な保護具を備えなければならない。**

第594条の2
 事業者は、化学物質又は化学物質を含有する製剤(皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかでないものに限る。以下「皮膚等障害化学物質等：296物質」という。)を製造し、又は取り扱う業務(法及びこれに基づく命令の規定により労働者に保護具を使用させなければならない業務及び皮膚等障害化学物質等を密閉して製造し、又は取り扱う業務を除く。)に労働者を従事させるときは、**不浸透性の保護衣、保護手袋、履物又は保護眼鏡等適切な保護具を使用させなければならない。**

第594条の3
 事業者は、化学物質又は化学物質を含有する製剤(皮膚等障害化学物質等及び皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがないことが明らかでないものを除く。)を製造し、又は取り扱う業務(法及びこれに基づく命令の規定により労働者に保護具を使用させなければならない業務及びこれらの物を密閉して製造し、又は取り扱う業務を除く。)に労働者を従事させるときは、**当該労働者に保護衣、保護手袋、履物又は保護眼鏡等適切な保護具を使用させるよう努めなければならない。**



化学物質による労働災害防止のための新たな規制について
 ~労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第91号(令和4年5月31日公布))等の内容~

労働安全衛生法に基づき表示:SDS交付の義務対象物質リスト(令和4年2月24日改正公布、令和4年4月1日施行)(Excel:20240401)

労働安全衛生法に基づき表示:SDS交付の義務対象物質一覧(令和5年8月30日改正公布、令和6年2月20日改正公布、令和6年4月1日施行)(Excel:20240401)

※上記一覧には、令和5年3月31日以前からSDS交付の義務対象物質となっている物質を含みます。

労働安全衛生法第75条の2の規定に基づく労働者の30日間保存の対象となる化学物質の一覧(令和5年4月1日及び令和6年4月1日施行)(Excel:20240401)

労働安全衛生法第75条の2の規定に基づく労働者の30日間保存の対象となる化学物質の一覧(令和5年4月1日及び令和6年4月1日施行)(Excel:20240401)

91

皮膚等障害化学物質等に該当する化学物質について
 (令和5年7月4日付け基発0704第1号)

皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル

を参照して下さい。

- 化学防護手袋
 - 化学物質の透過及び/又は浸透の防止を目的として使用する手袋
- 材料
 - 化学防護手袋本体に使用される材料。
- 浸透
 - 化学防護手袋の開閉部、縫合部、多孔質材料及びその他の不完全な部分などを通過する化学物質の流れ。
- 透過
 - 材料表面に接触した化学物質が吸収され、内部に分子レベルで拡散を起こし、裏面から離脱する現象。

94

令和4年5月31日に公布され、公布日から施行
 (一部については、令和5年4月1日又は令和6年4月1日から施行)

項目	2023(R5).4.1	2024(R6).4.1
名等号の表示、通知をしなければならない化学物質の追加		2024(R6).4.1施行
ばく露を最小限にすること(ばく露を産業基準値以下にすること)	2023(R5).4.1施行	2024(R6).4.1施行
ばく露削減措置等の記録簿、記録簿の保存	2023(R5).4.1施行	2024(R6).4.1施行
皮膚等障害化学物質への接触防止(接触防止措置を実施するおそれのある物質関係)	2023(R5).4.1施行	2024(R6).4.1施行
衛生委員会設置率の追加	2023(R5).4.1施行	2024(R6).4.1施行
化学物質によるがんの記録簿化	2023(R5).4.1施行	2024(R6).4.1施行
リスクアセスメント結果等に係る記録の作成/保存	2023(R5).4.1施行	2024(R6).4.1施行
化学物質労働災害発生率等への監視義務による措置		2024(R6).4.1施行
リスクアセスメント等に基づく健康診断の実施、記録簿の作成		2024(R6).4.1施行
がん関連物質の作業記録の保存	2023(R5).4.1施行	2024(R6).4.1施行
化学物質管理者・保護員任用者の選任義務化		2024(R6).4.1施行
雇入れ時労働教育の規程		2024(R6).4.1施行
雇員等に対する安全衛生教育が必要となる雇用の拡大	2023(R5).4.1施行	2024(R6).4.1施行
SDS等による通知方法の柔軟化	2022(R4).5.31(公布日)施行	
「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新	2023(R5).4.1施行	2024(R6).4.1施行
通知事項の追加及び含有量表示の適正化		2024(R6).4.1施行
事業場内汚染記録簿等の記録簿の強化	2023(R5).4.1施行	2024(R6).4.1施行
違文が必要な措置を講じなければならない労働者の範囲の拡大	2023(R5).4.1施行	2024(R6).4.1施行
管理水準良好事業場の特別規制適用除外	2023(R5).4.1施行	2024(R6).4.1施行
特別健康診断の実施頻度の緩和	2023(R5).4.1施行	2024(R6).4.1施行
第三管理区分事業場の確認強化		2024(R6).4.1施行

95

まとめ

- 1 事業場で使用している化学物質が含有している**製品の一覧表**を作成し、SDS(セーフティデータシート)があるのが確認すること。
- 2 SDSを確認し、**労働安全衛生法第57条の3(通知対象物)**が含有しているか確認すること。また、「皮膚等障害化学物質等に該当する化学物質」、「厚生労働大臣が定める濃度の基準以下(濃度基準値)対象物」に該当するか確認すること。
- 3 含有しているのであれば、「**化学物質管理者**」、「**保護具着用管理責任者**」を選任すること。
- 4 「化学物質管理者」は、当該製品を扱う業務に対し、**リスクアセスメントを実施しているか確認すること。**
- 5 リスクアセスメントを実施した際は、関係労働者に周知すること。
- 6 関係労働者に対し、**リスクアセスメントの結果及びSDSを用いて安全衛生教育を実施すること。**(使用している製品(化学物質)の有害性や使用する保護具の意味、応急措置、取り扱い及び保管上の措置等)

96

事業主の皆さまへ

労働安全衛生関係の一部の手続の電子申請が義務化されます

2025年1月1日より以下の手続について、電子申請が原則義務化されます。

- 労働者死傷病報告
- 職場安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の兼任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果報告
- 重要な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

義務化されるもの以外にも...

- 足場/局所排気装置等の設置・移転・変更届 (労働安全衛生法第88条に基づく届出)
- 特定化学物質など各種特殊健康診断結果報告 https://www.mhlw.go.jp/sty/seisaku/unisubai/bunryu/kyokou_moudoushou/dokugaku/kenkoshinsei.html
- 特定元方事業者の事業開始報告

など多くの届出等が電子申請可能です。電子申請の詳細はこちらからご確認ください。

電子申請をご利用いただくと、労働基準監督署へ来署せずに手続きすることができます。

- 時間や場所にとらわれずに手続きが可能
- スマホやタブレット、パソコン上だけで手続きが完了
- 電子署名、電子証明書等の準備は不要

ぜひ電子申請をご利用ください！

97

働き方改革関連法に関するハンドブック

時間外労働の上限規制等について

その働き方、見直しましょう

98

1章 「働き方」が変わります

働き方改革の目指すもの

「働き方改革」は、働く方々が、個々の事情に応じた多様な柔軟な働き方を、自分で「選択」できるようにするための改革です。

日本が直面する「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」、「働く方々のニーズの多様化」などの課題に対応するためには、投資やイノベーションによる生産性向上とともに、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境をつくる必要があります。

働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現することで、成長と分配の好循環を構築し、働く人一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすることを目指します。

99

「働き方改革関連法」の全体像

- 時間外労働の上限規制を導入** (大企業2019年4月1日施行) (中小企業2020年4月1日施行)
時間外労働の上限について月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合にも上限を設定します。
- 年次有給休暇の確実な取得** (2019年4月1日施行)
使用者は10日以上の子年次有給休暇が付与される労働者に対し、年5日について確実に取得させなければなりません。
- 中小企業の月60時間超の残業の、割増賃金率引上げ** (中小企業2023年4月1日施行)
月60時間を超える残業に対する割増賃金率を50%に引き上げます。
- 「フレックスタイム制」の拡充** (2019年4月1日施行)
より働きやすくなるため、制度を拡充します。労働時間の調整が可能な期間(清算期間)を3か月まで延長できます。

100

「働き方改革関連法」の全体像

- 「高度プロフェッショナル制度」を創設** (2019年4月1日施行)
職務の範囲が明確で一定の年収を有する労働者が高度の専門的知識等を必要とする業務に従事する場合に健康確保措置や本人同意、労使委員会決議等を要件として、労働時間、休日、深夜の割増賃金等の規定を適用除外にできます。
- 産業医・産業保健機能の強化** (2019年4月1日施行)
産業医の活動環境を整備します。労働者の健康管理等に必要情報を産業医へ提供すること等とします。
- 勤務間インターバル制度の導入促進** (2019年4月1日施行)
終業時刻から次の始業時刻の間、一定時間以上の休息時間(インターバル時間)の確保に努めなければなりません。
- 正社員と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差の禁止** (大企業・派遣会社2020年4月1日施行) (中小企業2021年4月1日適用)
同一企業内において、正社員と非正規雇用労働者との間で、基本給や賞与などあらゆる待遇について不合理な差を設けることが禁止されます。

101

現在の労働基準法

法定労働時間(労働基準法第32条、第40条)

【原則】

- 使用者は、1週間に、40時間を超過して労働させてはならない。
- 使用者は、1日に、8時間を超過して労働させてはならない。

(特別事業場)

・なお、商業、映画・演劇業、保健衛生業、接客接客業の事業で、規模が10人未満の事業場については、使用者は、1週間に44時間、1日に8時間まで労働させることができる。

時間外及び休日労働(労働基準法第36条)

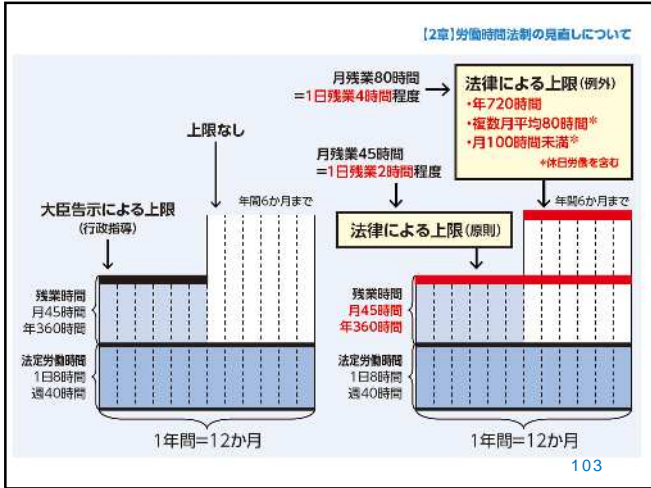
- 使用者は、過半数組合又は過半数代表者と労使協定を締結し、労働基準監督署に届け出た場合は、協定で定めるところにより、時間外又は休日に労働させることができる。

時間外、休日及び深夜労働の割増賃金(労働基準法第37条)

- 使用者は、時間外又は深夜(午後10時から午前5時まで)に労働させた場合は、通常の賃金の2割5分以上の割増賃金(※)を支払わなければならない(※※)。

【強力的な取扱い】
変形労働時間制、フレックスタイム制、裁量労働制等

102



【2章】労働時間法制の見直しについて

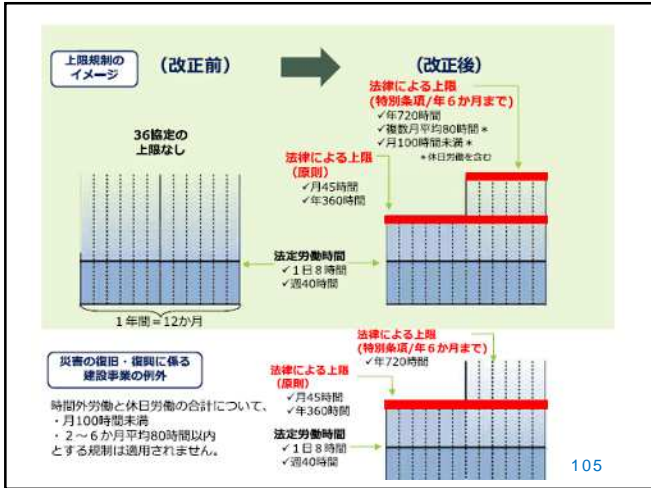
○残業時間の上限は、原則として月45時間・年360時間とし、臨時的な特別な事情がなければこれを超えることはできません。(月45時間は、1日当たり2時間程度の残業に相当します。)

○臨時的な特別な事情があって労使が合意する場合でも、以下を守らなければなりません。

- 時間外労働が年720時間以内
- 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
- 時間外労働と休日労働の合計について、「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」が全て1か月当たり80時間以内 (月80時間は、1日当たり4時間程度の残業に相当します。)

また、原則である月45時間を超えることができるのは、年間6か月までです。

104



【2章】労働時間法制の見直しについて

労働時間の適正な把握のために 使用者が講ずべき措置に関するガイドライン

平成29年1月20日、労働時間の適正な把握のための使用者向けの新たなガイドラインを策定しました。

ガイドラインの主なポイント

使用者には労働時間を適正に把握する責務があること

【労働時間の考え方】

- 労働時間とは使用者の指揮命令下に置かれている時間であり、使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たること
- 例えば、参加することが業務上義務づけられている研修・教育訓練の受講や、使用者の指示により業務に必要な学習等を行っていた時間は労働時間に該当すること

106

【2章】労働時間法制の見直しについて

【労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置】

- 使用者は、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録すること

(1) 原則的な方法
 使用者が、自ら確認することにより確認すること
 タイムカード、にカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録すること

(2) やむを得ず自己申告制で労働時間を把握する場合
 ① 自己申告を行う労働者や、労働時間を管理する者に対しても自己申告制の適正な運用等ガイドラインに基づき措置等について、十分な説明を行うこと
 ② 自己申告により把握した労働時間と、入退勤記録やパソコンの使用時間等から把握した社時間との間に著しい乖離がある場合には実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をすること
 ③ 使用者は労働者が自己申告できる時間数の上限を設ける等適正な自己申告を阻害する措置を設けてはならないこと。さらに36協定の延長することができる時間数を認めて労働しているにもかかわらず、記録上これを守っているようにすることが、労働者等において慣習的に行われていないか確認すること

- 賃金台帳の適正な調製
 使用者は、労働者ごとに、労働日数、労働時間数、休日労働時間数、時間外労働時間数、深夜労働時間数といった事項を適正に記入しなければならないこと

107

Check Point

- ①1日1か月1年のそれぞれの時間外労働が、36協定で定めた時間を超えないこと。
 ✓ 36協定で定めた1日の時間外労働の総数を超えないように日々管理してください。
 ✓ また、日々および月々の時間外労働の累計総数を記録し、36協定で定めた1か月1年の時間外労働の総数を超えないように注意してください。
- ②休日労働の回数・時間が、36協定で定めた回数・時間を超えないこと。
- ③特別条項の回数(=時間外労働が限度時間を超える回数)が、36協定で定めた回数を超えないこと。
 ✓ 月の時間外労働が限度時間を超えた回数(=特別条項の回数)の年次の累計総数を記録し、36協定で定めた回数を超えないように注意してください。
- ④毎月の時間外労働と休日労働の合計が、100時間以上にならないこと。
- ⑤月の時間外労働と休日労働の合計について、どの2～6か月の平均をとっても、1か月当たり80時間を超えないこと。

⚠️ 例えば、時間外労働と休日労働を合計して80時間を超える月が全くないような事業場であれば、①～⑤のポイントだけ守ればよいこととなります。

上限規制を遵守するためには、上記のチェックポイントを日々守っていただく必要があります。特に、④・⑤のポイントは、今回の法改正で初めて導入される規制となり、時間外労働と休日労働を合計するという新たな管理が必要となります。

108

3 36協定のここが変わりました

今回の法改正によって法律に時間外労働の上限が規定されたため、36協定で定める必要がある事項が変わりました。このため、36協定届の新しい様式を策定しています。

時間外労働又は休日労働を行わせる必要がある場合には、以下の事項について協定した上で、36協定届(様式第9号)を所轄労働基準監督署長に届け出る必要があります。

新しい36協定において協定する必要がある事項		
労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる場合		
労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる労働者の範囲		
対象期間(1年間に際する)	1年の起算日	有効期間
対象期間における	1日	1か月
1年	について、労働時間を延長して労働させることができる時間又は労働させることができる休日	
時間外労働十休日労働の合計が、	1月100時間未満	2~6か月平均80時間以内
	を満たすこと	

109

ここも注目 過半数代表者の選任

- 36協定の締結を行う労働者の代表は、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合には、労働者の過半数を代表する者(過半数代表者)が行う必要があります。
- 過半数代表者の選任に当たっては、以下の点に留意する必要があります。
 - ✓ 監督監督者でないこと
 - ✓ 36協定締結をする者を選出することを明らかにした上で、投票、挙手等の方法で選出すること
 - ✓ 使用者の意向に基づいて選出された者でないこと
- さらに、使用者は過半数代表者が協定締結に関する事務を円滑に遂行することができるよう、必要な配慮を行わなければならない。

36協定届のチェックボックスにチェックする必要があります。

110

36協定の締結に当たって注意すべきポイント-2

Point 4 限度時間を超過して労働させることができるのは、「臨時的な特別な事情がある場合」に限ります。

- 限度時間(月45時間・年360時間)を超過する時間外労働を行わせることができるのは、通常予想することのできない業務量の大幅な増加など、臨時的な特別な事情がある場合に限ります。



臨時的に限度時間を超過して労働させる必要がある場合の事由については、できる限り具体的に定めなければなりません。
[業務の割合上必要な場合] [業務上やむを得ない場合]など、恒久的な長時間労働を招くおそれがあるものは認められません。

臨時的に必要な場合の例

- 予算、決算業務
- ボーナス時期に伴う業務の繁忙
- 納期のひっ迫
- 大規模なクレームへの対応
- 機械のトラブルへの対応

Point 5 健康及び福祉を確保するための措置

- 限度時間を超過して労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置を講じなければなりません。

111

臨時的な特別な事情があるため、原則となる時間外労働の限度時間(月45時間・年360時間)を超過して時間外労働を行わせる必要がある場合には、さらに以下の事項について協定した上で、36協定届(様式第9号の2)を所轄労働基準監督署長に提出する必要があります。

新しい36協定において協定する必要がある事項	
臨時的に限度時間を超過する労働者を雇用する期間	臨時的に限度時間を超過して労働させる必要がある場合における
	✓ 1か月の時間外労働+休日労働の合計時間数(100時間未満)
	✓ 1年の時間外労働時間(720時間以内)
	限度時間を超過することができる回数(年6回以内)
	限度時間を超過して労働させることができる場合
	✓ 限度時間を超過して労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置※
	限度時間を超過した労働に係る割増賃金率
	限度時間を超過して労働させる場合における手続

※健康福祉確保措置として望ましい措置

- (1) 医師による面接指導 (2) 深夜業の回数制限 (3) 終業から始業までの休憩時間の確保(勤務間インターバル)
- (4) 代償休日・特別な休養の付与 (5) 健康診断 (6) 連続休日の取得 (7) 心とからだの相談窓口の設置
- (8) 配転転換 (9) 産業医等による助言・指導や保健指導

112

[2章]労働時間法制の見直しについて

4 年次有給休暇の取得義務化

2019年4月1日施行

労働基準法では、労働者の心身のリフレッシュを図ることを目的として、一定の要件を満たす労働者に対し、毎年一定日数の年次有給休暇を与えることを規定しています。[*]

[*] 年次有給休暇(労働基準法第39条)
雇入れの日から起算して6か月継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者(管理監督者をさす)には、年10日以上の有給休暇が付与されます。
継続勤務する年6か月で年20日が限度となります。
パートタイム労働者など所定労働日数が少ない労働者については、所定労働日に応じた日数の有給休暇が比例付与されます。

- 年次有給休暇は、原則として、労働者が請求する時季に与えることとされていますが、職場への配慮やためらい等の理由から取得率が低調な現状にあり、年次有給休暇の取得促進が課題となっています。
- このため、今般、労働基準法が改正され、2019年4月から、全ての企業において、年10日以上年次有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが必要となりました。
- ただし、2019年4月より前に付与していた年次有給休暇については、年5日取得させる義務の対象とはなりません。2019年4月1日以後、最初に年10日以上年次有給休暇を付与した日(基準日)から、年5日確実に取得させる義務の対象となります。

113

労働基準法において、労働者は、

1. 雇入れの日から6か月継続して雇われている
2. 全労働日の8割以上を出勤している

この2点を満たしていれば年次有給休暇を取得することができます。

①原則となる付与日数

- 使用者は、労働者が雇入れの日から6か月間継続勤務し、その6か月間の全労働日の8割以上を出勤した場合に、原則として10日の年次有給休暇を与えなければなりません。
[*] 対象労働者には管理監督者や有期雇用労働者も含まれます。

継続勤務年数	6か月	1年 6か月	2年 6か月	3年 6か月	4年 6か月	5年 6か月	6年 6か月以上
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

114

②パートタイム労働者など、所定労働日数が少ない労働者に対する付与日数

- パートタイム労働者など、所定労働日数が少ない労働者については、年次有給休暇の日数は**所定労働日数に応じて比例付与**されます。
- 比例付与の対象となるのは、所定労働時間が**週30時間未満**で、かつ、前所定労働日数が**4日以下**または前年の所定労働日数が**216日以下**の労働者です。

前所定労働日数	1年間の所定労働日数	付与日数	継続勤務年数							
			6か月	1年6か月	2年6か月	3年6か月	4年6か月	5年6か月	6年6か月	6か月以上
4日	169日～216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日		
3日	121日～168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日		
2日	73日～120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日		
1日	48日～72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日		

115

■時季指定義務のポイント

労働者の申出による取得(原則) + 使用者の時季指定による取得(新設)

- 対象者は、年次有給休暇が**10日以上付与される労働者(管理監督者を除く)**に取りじます。
- 労働者ごとに、年次有給休暇を付与した日(基準日)から**1年以内**に5日について、使用者が取得時季を指定して与える必要があります。
- 使用者は、時季指定に当たっては、労働者の意見を聴取し、その意見を尊重するよう努めなければなりません。
- 年次有給休暇を5日以上取得済みの労働者に対しては、使用者による時季指定は不要です。
- 労働者が自ら申し出て取得した日取り、労務室などで取得時季をまとめて与えた日取り(日付付与)については、5日から遡算することができます。
- 労働者が自ら5日取得した場合 → 使用者の時季指定は不要
- 労働者が自ら5日取得+計画的付与2日の場合 → 〃
- 労働者が自ら5日取得の場合 → 使用者が4/2日取得時季指定
- 計画的付与で5日取得した場合 → 〃 3日 〃
- 半日単位での付与は5日から遡算することができますが、時季指定の付与は5日から遡算することができません。

116

⚠ **こども注目** ～就業規則による規定～

休暇に関する事項は**就業規則の絶対的記載事項(労働基準法第89条)**であるため、使用者による年次有給休暇の時季指定を実施する場合は、時季指定の対象となる労働者の範囲及び時季指定の方法等について、就業規則に記載しなければなりません。

(規定例)第〇条
1項～4項(略) (※)厚生労働省HPで公開しているモデル就業規則をご確認ください。

5 第1項又は第2項の年次有給休暇が10日以上与えられた労働者に対しては、第3項の規定にかかわらず、付与日から1年以内に、当該労働者の有する年次有給休暇日数のうち5日について、会社が労働者の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させる。ただし、労働者が第3項又は第4項の規定による年次有給休暇を取得した場合においては、当該取得した日数を5日から遡算するものとする。

117

■年次有給休暇管理簿

使用者は、労働者ごとに**年次有給休暇管理簿を作成し、3年間保存しなければなりません。**

時季、日数及び基準日を労働者ごとに明らかにした書類(年次有給休暇管理簿)を作成し、当該年休を与えた期間中及び当該期間の終了後3年間保存しなければなりません。

(年次有給休暇管理簿は労働者名簿または賃金台帳とあわせて製することができる。また、必要なときいつでも出力できる仕組みとした上で、システム上で管理することも差し支えありません。)

(例)労働者名簿または賃金台帳に以下のような必要事項を盛り込んだ表を追加する。

労働者名	基準日(労働基準法第95条第1項第2号)		年次有給休暇取得日数											
	2019/4/1	無休日	2019/4/4	2019/5/7	2019/6/3	2019/7/1	2019/8/1	2019/8/31	2019/8/14	2019/8/15	2019/8/16	2019/8/19	2019/9/2	2019/9/2
〇〇	18日	日数												

118

⑤ **中小企業に対する月60時間超の時間外労働の割増賃金率の適用猶予見直し**

■2023年4月1日から、月60時間を超える残業は、割増賃金率が上がります

(現在)		➔	(改正後) 2023年4月1日施行	
月60時間超の残業割増賃金率			月60時間超の残業割増賃金率	
大企業は 50%		大企業、中小企業ともに 50%	≒中小企業の割増賃金率も引上げ	
中小企業は 25%				

	1か月の時間外労働(1日8時間・週40時間を超えた労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

119

ご清聴ありがとうございました。

120